

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岡本篤典

足利市監査委員 岡部記和

足利市監査委員 荻原久雄

記

1 監査の種類 定例監査

- |         |            |                |
|---------|------------|----------------|
| 2 監査実施日 | 令和2年10月2日  | 上下水道部          |
|         | 令和2年10月16日 | 農業委員会事務局、議会事務局 |
|         | 令和2年10月29日 | 総合政策部          |
|         | 令和2年11月12日 | 教育委員会事務局       |
|         | 令和2年11月26日 | 総務部            |

3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた関係帳簿、証ひょう類等について、試査により内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

4 監査の対象及び結果

監査の対象	監査結果
上下水道部	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
農業委員会事務局	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
議会事務局	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。
総合政策部	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
教育委員会事務局	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、補助事業において補助金額の算定を誤ったものがあったため、是正措置をとられたい。
総務部	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

## 5 意見・要望

財務に関する事務は適正若しくはおおむね適正に執行されていると認められたが、以下の点について意見を述べたい。

歳出において、各部署の所管する複数の補助事業に関し、補助対象経費が不明確なため補助金の使途に拡大解釈の余地があるものや、収支書類に詳細な記載がないなど補助金の実績確認をしにくいものが見受けられた。補助事業の実施にあたっては、補助金交付要綱等に対象経費又は対象外経費を具体的に明記することや、補助事業者に対して適切な収支書類の提出を求めることなど、補助事業をより公正かつ合理的に実施するための方策を検討されたい。また、補助金額の算定誤りについては、上述のとおり補助対象経費を明確化したうえで事業完了報告書を精査すれば防げるものである。足利市補助金等交付規則に規定された手続きを再確認し、適切な事務処理を行うよう心掛けられたい。

文書管理において、日付処理や公印使用に関する基本的な誤りが見受けられたため、適切な事務処理を心掛けられたい。

以前から同様の意見を述べているが、これらの事項は放置、繰り返されることによって、不適切支出や公文書改ざん等の事務執行上のリスクともなり得ることが懸念されることから、全庁的な課題として捉え、改善に取り組まれたい。